

年税 第28号
平成20年9月1日

都道府県医師会
税制担当理事 殿

日 本 医 師 会
常任理事 今村 聡

後期高齢者医療制度の保険料に係る社会保険料控除の適用関係等について

ご承知の通り、本年4月から実施されている後期高齢者医療制度（長寿医療制度）においては、原則としてその保険料が年金から特別徴収されています。また、今般の後期高齢者医療制度の見直しにおいて、政令の改正により、本年10月以降の保険料については市区町村等へ一定の手続を行うことにより、年金からの特別徴収に代えて、被保険者の世帯主又は配偶者が口座振替により保険料を支払うことを選択することができることとされました。

この度、国税庁のホームページにおきまして、上記の保険料徴収方法についての制度変更に伴う社会保険料控除の取扱いについて、別紙の通り掲載されておりますのでご案内いたします。

（別添文書）

資料 1 長寿医療制度の保険料に係る社会保険料控除の適用関係等について

資料 2 長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の保険料に係る社会保険料控除・
口座振替により支払った長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の保険料に
係る社会保険料控除

資料 1

(国税庁ホームページより転載、 ホーム > 調達・その他の情報 > お知らせ、
<http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/data/h20/7152/index.htm>)

平成 20 年 7 月 25 日

長寿医療制度の保険料に係る社会保険料控除の適用関係等について

所得税・個人住民税の社会保険料控除については、居住者が、各年において、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族の負担すべき社会保険料を支払った場合には、その支払った者に社会保険料控除が適用されることになります。

本年 4 月から実施されている長寿医療制度(後期高齢者医療制度)においては、原則としてその保険料が年金から特別徴収されています。この場合、その保険料を支払った者は年金の受給者自身であるため、その年金の受給者に社会保険料控除が適用されます。

今般の長寿医療制度の見直しにおいて、政令の改正により、本年 10 月以降の保険料については市区町村等へ一定 の手続を行うことにより、年金からの特別徴収に代えて、被保険者の世帯主又は配偶者が口座振替により保険料を支払うことを選択することができることとされました。この場合には、口座振替によりその保険料を支払った世帯主又は配偶者に社会保険料控除が適用されます。

このように、年金から特別徴収された場合と、世帯主又は配偶者が口座振替により支払う場合では、社会保険料控除が適用される方が変わるため、世帯全体で見たときの所得税・個人住民税の負担額が変化する場合があります。

長寿医療制度の見直しの内容については、お住まいの市区町村におたずねください。

タックスアンサーに Q&A を追加しました。

資料 2

(国税庁ホームページより転載、ホーム>税について調べる>タックスアンサー、
http://www.nta.go.jp/taxanswer/shotoku/1130_qa.htm#q6、平成 20 年 7 月 25 日)

長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の保険料に係る社会保険料控除

Q6

長寿医療制度の保険料を、年金から特別徴収された場合と口座振替により支払った場合で、社会保険料控除の取扱いはどのようになりますか。

A6

社会保険料控除については、居住者が、各年において、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族の負担すべき社会保険料を支払った場合には、その支払った者に社会保険料控除が適用されることとなります。

平成 20 年 4 月から実施されている長寿医療制度では、原則としてその保険料が年金から特別徴収の方法により徴収されています。この場合、その保険料を支払った者は年金の受給者自身であるため、その年金の受給者に社会保険料控除が適用されます。

一方、平成 20 年 10 月以降の保険料については、市区町村等へ一定の手続を行うことにより、年金からの特別徴収に代えて、被保険者の世帯主又は配偶者が口座振替により保険料を支払うことが選択できることとされました。この場合には、口座振替によりその保険料を支払った世帯主又は配偶者に社会保険料控除が適用されます。

口座振替により支払った長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の保険料に係る社会保険料控除

Q7

生計を一にする妻の長寿医療制度の保険料を私が口座振替により支払いました。
その保険料について、私が社会保険料控除の適用を受けることができますか。

A7

長寿医療制度の保険料について、平成 20 年 10 月以降の保険料については市区町村等へ一定の手続を行うことにより、年金からの特別徴収に代えて、被保険者の世帯主又は配偶者が口座振替により保険料を支払うことが選択できることとされました。この場合には、口座振替によりその保険料を支払った世帯主 又は配偶者に社会保険料控除が適用されます。